

沖縄科学技術研究基盤整備機構における公共調達のあるり方
(外部監査報告書、平成19年7月31日) (抜粋)

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律4条、5条及び6条に基づき、「当該年度に発注することが見込まれる公共工事の見通し及び変更後の発注の見通し」「一般・指名競争に参加する者に必要な資格及び資格を有する者の名簿」「公共工事の契約を締結した際にその契約内容及び公共工事の契約金額を変更した場合、契約にかかわる事項と理由」を遅滞なく所定の方法で公表することが定められているが、これらが機構においては遵守されていなかった。
- (2) 総務省行政管理局長による平成18年3月29日付け事務連絡(「独立行政法人における随意契約の適正化について」)において、「法人の業務方法書又は会計規程等において、随意契約の基準を具体的に規定し、ホームページに公表」し、「国の基準を参照しつつ、一定額以上の随意契約(理由等を含む)について、ホームページに公表し、合わせて、その旨を業務方法書又は会計規程等に盛り込む」ことが要望されていたが、機構はこれら要望に応えていなかった。

これらの問題に対し、機構は以下のような改善策を表明している。

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を尊重し、契約における一般競争入札の積極的な活用に努める、(2) 機構が適用を受ける法令及び政令等を再点検し、遵守すべき事項については、規程等を早急に改正、実施する(具体的には、機構の業務方法書、会計規程及び契約事務取扱規則に、随意契約の基準及び契約に関する情報の公表に関する条項を加えるとともに、必要な官報掲載やホームページでの表示も含めて早急に実施する)、(3) 文書管理については、職員の研修、関係部署の合議、文書審査の実施等を的確に実施することにより、厳正な文書管理の運用を徹底する、(4) 従来以上に、主務官庁である内閣府と連絡を密にし、意思疎通を図っていく。

※ 本報告書は平成19年9月公表。全文を沖縄機構のホームページに掲載している。 URL: http://www.oist.jp/j/doc/report/chotatsu_report.pdf